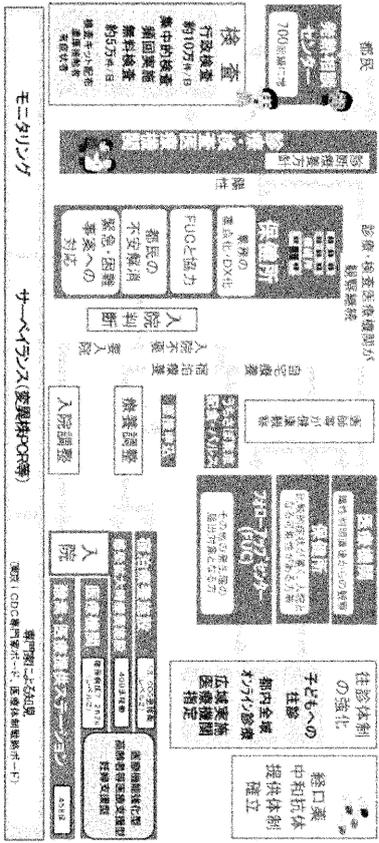


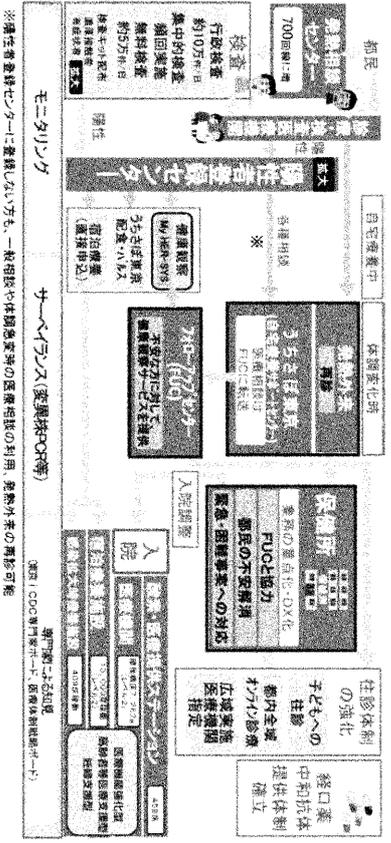
引き続きコロナ禍において、都は、ワクチン接種を促進し、相談・検査体制、入院医療体制、療養体制を強化するなどして、感染拡大の状況や患者一人ひとりの状況にきめ細やかな対応ができるよう改良・改善を重ね、令和4年10月27日時点での保健・医療提供体制は、図2及び図3のとおりとなっている。

（注）陽性者本人等がスマートフォンやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力できる健康管理機能

（図2）令和4年9月26日からの保健・医療提供体制（発生病の対象）



（図3）令和4年9月26日からの保健・医療提供体制（発生病対象外）



2 保健所の対応

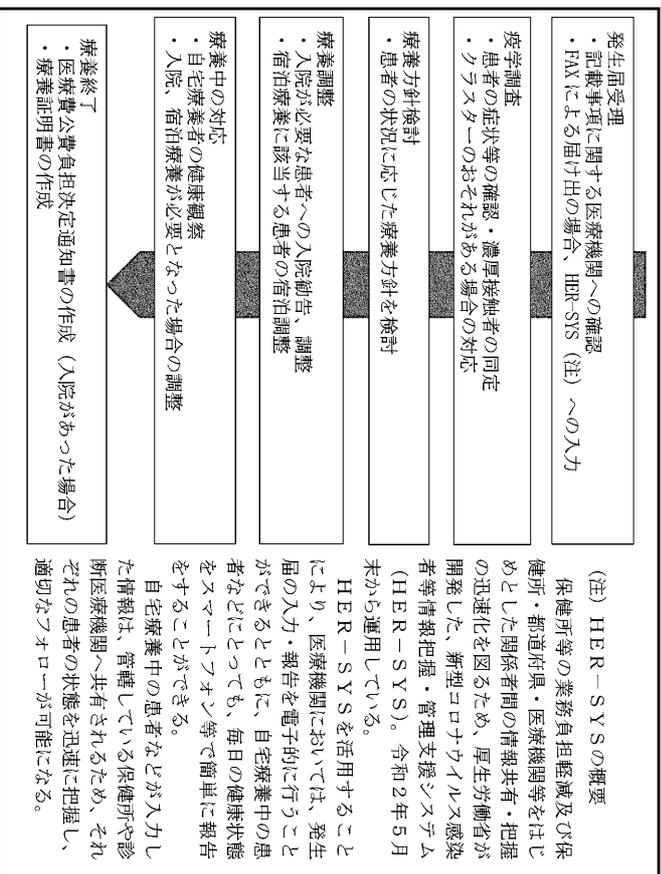
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）では、重症化リスクや感染力に応じて感染症を1類から5類に分類しており、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症に分類され、2類相当とされている。発生の届出等を行うことが義務付けられており、発生病は、医師から保健所へ提出することとなっている。

都は、多摩地域と鳥しよ地域で6か所の保健所を管理運営しており、これらの保健所では、百年に一度の未曾有の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症の流行に対して、発熱・受診・一般相談、発生病の受理から療養証明書の作成まで、想定を超える大量の業務を担うこととなり、これらに対応するため大幅な業務の見直しが求められた。

福祉保健局が保健所機能を強化を行いつつも、度重なる感染拡大の影響により保健所業務が逼迫する中、令和4年9月26日からは発生病の対象が限定され、保健所業務の重点化・DXが進められている。

保健所が対応する業務について、大まかな流れは図4のとおりとなっている。

（図4）保健所業務の流れ



（注）HER-SYSの概要
保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るため、厚生労働省が開発した、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）。令和2年5月末から運用している。

HER-SYSを活用することにより、医療機関においては、発生病の入力・報告を電子的に行うことができるのと同時に、自宅療養中の患者などについても、毎日の健康状態をスマートフォン等で簡単に報告をすることができるよう。

自宅療養中の患者などが入力した情報は、管轄している保健所や診断医療機関へ共有されるため、それぞれの患者の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能になる。

3 休業又は営業時間短縮の要請に協力した事業者への協力金・支援金
都は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮等を事業者等へ要請した。産業労働局は、都の要請により休業や営業時間の短縮等を行った事業者等に対し、飲食店等には表8のとおり、飲食店以外の中小企業者等には表9のとおり、大規模施設運営事業者等には表10のとおり、協力金・支援金を支給している。

(表8) 飲食店等への協力金

緊急事態宣言等	実施時期	申請 受付期間	支給額	対象・算定方法等
緊急事態宣言 令和2.4.7～ 令和2.5.25	令和2.4.16～ 令和2.5.6	令和2.4.22～ 令和2.6.15	50万円	中小企業、個人事業者等が対象 2.事業所以上で休業等に取り組む場合は100万円支給
	令和2.5.7～ 令和2.5.25	令和2.6.17～ 令和2.7.17	50万円	
時短要請 令和2.8.3～ 令和2.8.31	令和2.8.3～ 令和2.8.31	令和2.9.1～ 令和2.9.30	20万円	「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」を運営する中小企業、個人事業者等が対象 1.事業者当たり店舗数に問わず一律支給（以下、算出単位の変動があるまで同様）
	時短要請 特別区内延長 令和2.9.15まで	令和2.9.1～ 令和2.10.1～ 令和2.10.30	15万円	「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」を運営する特別区内中小企業、個人事業者等が対象
時短要請 令和2.11.28～ 令和3.4.24	令和2.11.28～ 令和2.12.17	令和2.12.18～ 令和3.1.25	40万円	「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」を運営する特別区及び多摩地域の各市町村の中小企業、個人事業者等が対象
	令和2.12.18～ 令和3.1.7	令和3.1.26～ 令和3.2.26	84万円	
	令和3.1.8～ 令和3.2.7	令和3.2.22～ 令和3.3.25	1.店舗当たり 102万円～ 186万円	飲食店等（注）を運営する中小企業、個人事業者等が対象
緊急事態宣言 令和3.1.7～ 令和3.3.21	令和3.1.22～ 令和3.2.7	令和3.3.1～ 令和3.3.25	1.店舗当たり 102万円	飲食店等（注）を運営する大企業等が対象
	令和3.2.8～ 令和3.3.7	令和3.3.26～ 令和3.4.26	1.店舗当たり 168万円	
	令和3.3.8～ 令和3.3.31	令和3.4.30～ 令和3.5.31	1.店舗当たり 84万円～ 124万円	飲食店等（注）を運営する大企業、中小企業及び個人事業者等が対象
	令和3.4.1～ 令和3.4.11	令和3.5.31～ 令和3.6.30	1.店舗当たり 44万円	

緊急事態宣言等	実施時期	申請 受付期間	支給額	対象・算定方法等
まん延防止等重点措置（23区及び多摩市等） 時短要請 令和3.6.21～ 令和3.7.11	令和3.6.21～ 令和3.7.11	令和3.8.18～ 令和3.9.17	1.店舗当たり 52.5万円～ 420万円	飲食店等（注）を運営する大企業、中小企業及び個人事業者等が対象
	緊急事態宣言 令和3.7.12～ 令和3.9.30	令和3.9.15～ 令和3.10.29	1.店舗当たり 204万円～ 1,020万円	中小企業及び個人事業者等に対し、協力金の一部（早期支給は実施し、一部受給事業者には当該金額を控除の上支給）
時短要請 令和3.10.1～ 令和3.10.24	令和3.9.1～ 令和3.9.30	令和3.10.14～ 令和3.11.15	1.店舗当たり 120万円～ 600万円	飲食店等（注）を運営する大企業、中小企業及び個人事業者等が対象
	時短要請 令和4.1.21～ 令和4.3.21	令和4.2.14～ 令和4.3.21	1.店舗当たり 90万円～ 720万円	飲食店等（注）を運営する大企業、中小企業及び個人事業者等が対象

(注) 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等（バー・カラオケボックス等、「飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のある施設等）」を指す。

(表9) 飲食店以外の中小企業者等への支援金

緊急事態宣言等	実施時期	申請受付期間	支給額
緊急事態宣言 休業・時短要請 令和3.4.25～ 令和3.6.20	令和3.4.25～ 令和3.5.11	令和3.6.30～ 令和3.8.31	<ul style="list-style-type: none"> ① 1,000㎡以下の休業の協力依頼の対象施設(テナント店舗)の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日 2 上記①の施設の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日 3 1,000㎡以下の映画館の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 映画館1館当たり2万円/日 4 上記③の映画館の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 テナント店舗当たり2万円/日 5 上記③の映画館の休業に伴い、休業した映画配給会社 <ul style="list-style-type: none"> 申請者が下記から選択 ・ 常設のスクリーン数×2万円/日÷映画配給会社数 ・ 作品数×2万円/日 ② 上記①の施設の無観客開催又は休業に伴い、やむを得ず休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日 ③ 上記①の施設の休業に伴い、休業した映画配給会社 <ul style="list-style-type: none"> 申請者が下記から選択 ・ 常設のスクリーン数×2万円/日÷映画配給会社数 ・ 作品数×2万円/日 ④ 無観客開催要請に伴い、やむを得ず休業した施設の運営事業者 ⑤ 上記⑥の施設の無観客開催又は休業に伴い、やむを得ず休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日
	令和3.5.12～ 令和3.5.31	令和3.8.2～ 令和3.9.30	<ul style="list-style-type: none"> ① 1,000㎡以下の休業の協力依頼の対象施設(テナント店舗)の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日 2 上記①の施設の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日 3 1,000㎡以下の映画館の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 映画館1館当たり2万円/日 4 上記③の映画館の休業に伴い、休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 テナント店舗当たり2万円/日 5 上記③の映画館の休業に伴い、休業した映画配給会社 <ul style="list-style-type: none"> 申請者が下記から選択 ・ 常設のスクリーン数×2万円/日÷映画配給会社数 ・ 作品数×2万円/日 ② 上記①の施設の無観客開催又は休業に伴い、やむを得ず休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日 ③ 上記①の施設の休業に伴い、休業した映画配給会社 <ul style="list-style-type: none"> 申請者が下記から選択 ・ 常設のスクリーン数×2万円/日÷映画配給会社数 ・ 作品数×2万円/日 ④ 無観客開催要請に伴い、やむを得ず休業した施設の運営事業者 ⑤ 上記⑥の施設の無観客開催又は休業に伴い、やむを得ず休業したテナント店舗の運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設(1テナント店舗)当たり2万円/日

(表10) 大規模施設運営事業者等への協力金

緊急事態宣言等	実施時期	申請受付期間	支給額
緊急事態宣言 休業・時短要請 令和3.4.25～ 令和3.6.20	令和3.4.25～ 令和3.5.11	令和3.6.30～ 令和3.8.31	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模施設運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 自己利用部分面積1,000㎡当たり20万円/日 協力金の支給対象となるテナント店舗・百貨店の店舗の数×2千円/日(注1) 百貨店の店舗の数×2万円/日(注2) ② テナント事業者 <ul style="list-style-type: none"> 店舗等面積100㎡当たり2万円/日 ③ 映画館運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 常設のスクリーン数×2万円/日 ④ 映画配給会社 <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・ 常設のスクリーン数×2万円/日÷映画配給会社数 ・ 作品数×2万円/日 ⑤ 非飲食業カラオケ事業者 <ul style="list-style-type: none"> 2万円/日
		令和3.8.2～ 令和3.9.30	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模施設運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 自己利用部分面積1,000㎡当たり20万円/日 協力金の支給対象となるテナント店舗・百貨店の店舗の数×2千円/日(注1) 百貨店の店舗の数×2万円/日(注2) ② テナント事業者 <ul style="list-style-type: none"> 店舗等面積100㎡当たり2万円/日 ③ 映画館運営事業者 <ul style="list-style-type: none"> 常設のスクリーン数×2万円/日 ④ 映画配給会社 <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・ 常設のスクリーン数×2万円/日÷映画配給会社数 ・ 作品数×2万円/日 ⑤ 非飲食業カラオケ事業者 <ul style="list-style-type: none"> 2万円/日

緊急事態宣言等	実施時期	申請受付期間	支給額
緊急事態宣言 休業・時短要請 令和3.4.25～ 令和3.6.20	令和3.6.1～ 令和3.6.20	令和3.9.15～ 令和3.11.30	① 大規模施設運営事業者 ・ 自己利用部分面積1,000㎡当たり20万円/日 ×営業時間短縮割合 ・ 協力金の支給対象となるテナント店舗・百貨店の店舗の数×2千円/日（注1）×営業時間短縮割合 ・ 百貨店の店舗の数×2万円/日（注2）×営業時間短縮割合 ② テナント事業者 店舗等面積100㎡当たり2万円/日×営業時間短縮割合 ③ 映画館運営事業者 常設のスクリーン数×2万円/日 ×営業時間短縮割合 ④ 映画配給会社 常設のスクリーン数×2万円/日 ×映画配給会社数×営業時間短縮割合 ⑤ 非飲食業カラオケ事業者 2万円/日
まん延防止等重点措置（23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町） 時短要請 令和3.6.21～ 令和3.7.11	令和3.6.21～ 令和3.7.11	令和3.9.15～ 令和3.11.30	① 大規模施設運営事業者 ・ 自己利用部分面積1,000㎡当たり20万円/日 ×営業時間短縮割合 ・ 協力金の支給対象となるテナント店舗・百貨店の店舗の数×2千円/日（注1）×営業時間短縮割合 ・ 百貨店の店舗の数×2万円/日（注2）×営業時間短縮割合 ② テナント事業者 店舗等面積100㎡当たり2万円/日 ×営業時間短縮割合 ③ 映画館運営事業者 常設のスクリーン数×2万円/日 ×営業時間短縮割合 ④ 映画配給会社 常設のスクリーン数×2万円/日 ×映画配給会社数×営業時間短縮割合

緊急事態宣言等	実施時期	申請受付期間	支給額
緊急事態宣言 休業・時短要請 令和3.7.12～ 令和3.9.30	令和3.7.12～ 令和3.8.31	令和3.10.25～ 令和3.12.24	① 大規模施設運営事業者 ・ 自己利用部分面積1,000㎡当たり20万円/日 ×営業時間短縮割合 ・ 協力金の支給対象となるテナント店舗・百貨店の店舗の数×2千円/日（注1）×営業時間短縮割合 ・ 百貨店の店舗の数×2万円/日（注2）×営業時間短縮割合 ② テナント事業者 店舗等面積100㎡当たり2万円/日 ×営業時間短縮割合 ③ 映画館運営事業者 常設のスクリーン数×2万円/日 ×営業時間短縮割合 ④ 映画配給会社 常設のスクリーン数×2万円/日 ×映画配給会社数×営業時間短縮割合 ⑤ 非飲食業カラオケ事業者 2万円/日
緊急事態宣言 休業・時短要請 令和3.9.1～ 令和3.9.30	令和3.9.1～ 令和4.1.21	令和3.11.15～ 令和4.1.21	① 大規模施設運営事業者 ・ 自己利用部分面積1,000㎡当たり20万円/日 ×営業時間短縮割合 ・ 協力金の支給対象となるテナント店舗・百貨店の店舗の数×2千円/日（注1）×営業時間短縮割合 ・ 百貨店の店舗の数×2万円/日（注2）×営業時間短縮割合 ② テナント事業者 店舗等面積100㎡当たり2万円/日 ×営業時間短縮割合 ③ 映画館運営事業者 常設のスクリーン数×2万円/日 ×営業時間短縮割合 ④ 映画配給会社 常設のスクリーン数×2万円/日 ×映画配給会社数×営業時間短縮割合 ⑤ 非飲食業カラオケ事業者 2万円/日

（注1） 協力金の支給対象となるテナント店舗と百貨店の店舗の数が1.0以上となる場合に支給
（注2） 大規模施設の休業等に伴って百貨店の店舗等が休業等した場合に支給

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査対象局及び団体が行った新型コロナウイルス感染症対策事業について、感染拡大の防止、都民・事業者の生活と事業活動を支えるための支援、都民の生命と健康を守る事業を実施するに当たり、緊急的な対応及び効果的な事業運営に努めた中で、表11のとおり、11件の指摘事項が認められた。

(表11) 指摘事項一覧

No.	指摘事項件名	局・団体	頁
1	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について) 管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を適正に行うべきもの (協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について)	産業労働局	23
2	個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託について、事前に申請・承諾等手続を行うよう受託者を指導し、管理を適正に行うべきもの	産業労働局	23
3	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出すべきもの	福祉保健局	30
4	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 予定単価を適切に積算すべきもの	福祉保健局	33
5	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 収集量に見合った支払となるよう契約を見直すべきもの	福祉保健局	34
6	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 精算を適正に行うべきもの	福祉保健局	36
7	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 送料を適正な科目で支出すべきもの	福祉保健局	36
8	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について) 各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの	福祉保健局	36
9	宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の保護に關し必要な措置を定めるべきもの	福祉保健局	37
10	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの	福祉保健局 産業労働局 公益財団法人東京都市中小企業振興公社	39
11	補助事業及び出えん事業に係る実績報告を適正に行うべきもの	福祉保健局 産業労働局 公益財団法人東京都市中小企業振興公社	42

2 指摘事項

(1) 協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について

産業労働局は、飲食店等に対する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金支給事業及び休業要請・営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金等支給事業を実施するに当たり、審査事務局の運営、申請者からの相談対応、審査、支給決定通知発送などの業務を、表12及び表13のとおり委託している。

これらの契約に係る履行状況について見たところ、次のとおり適正でない事項が認められた。

ア 管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を適正に行うべきもの

表12及び表13の契約では、受託者が局に対して業務体制や管理状況等について必要な報告を行う旨を仕様書等に定めている。

これらの実施状況について見たところ、表14のとおり、必要な報告書等が提出されな

ま、業務を履行させ、検査完了とし、支払が行われていることが認められた。

仕様書に定められた報告書等が提出されな

ま、完了検査を合格として委託料を支払ったことは適正でない。また、当該契約は申請者の所在地や連絡先、営業状況、口座番号などの個人情報や機密情報を多く取り扱う業務であることから、個人情報等の保護に必要な措置が十分になされていないことは適正でない。

局は、受託者に必要な書類を提出させ、業務体制等を確認するなど、受託者への管理を適正に行われた。

(産業労働局)

イ 個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託について、事前に申請・承諾等手続を行うよう受託者を指導し、管理を適正に行うべきもの

東京都個人情報保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。)第8条では、実施機関(注)が個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に關し必要な措置を講じ、受託者等に対する十分かつ適切な監督を行わなければならない旨の定めがある。

また、個人情報保護条例第8条の2では、①受託者等は当該事務を委託した実施機関の承諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができ、その場合再委託を受けた者を受託者等とみなす。②受託者等は個人情報を取り扱う事務の再委託をするときは、個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨の定めがある。

さらに、当該契約の仕様書等においても、受託者が再委託を行う場合、あらかじめ受託者から局に対し、再委託の理由、内容、名称、所在地、管理方法、業務に含まれる情報の種類、情報セキュリティ体制等について申請を行い、局の承諾を得る旨を定めている。

しかしながら、受託者から局に提出された報告書を見たところ、表15のとおり、再委託先が行っている個人情報・機密情報等を取り扱う業務の一部について、事前に局の承諾を得ずに業務を履行していることが認められた。

このことは、個人情報保護条例の趣旨はもとより、当該契約が多くの個人情報・機密情報等を取り扱うものであるため、再委託先にも確実な管理が必要であることから、適正でない。

局は、受託者に対し、個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託について事前に確実に申請するよう指導し、業務体制等を確認するなど、管理を適正に行われない。

(産業労働局)

(注) 知事、教育委員会、選挙管理委員会等行政委員会、公営企業管理者等をいう。

(表12) 飲食店等に対する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金に係る契約の概要(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (注)	契約相手方
1	東京都感染拡大防止協力金コーポレート等運営業務委託	令和2.4.15～ 令和2.4.22	132,737,000	A
2	東京都感染拡大防止協力金運営事務局業務委託	令和2.4.23～ 令和3.3.31	119,454,500	A
3	東京都感染拡大防止協力金相談・申請業務委託(単価契約)	令和2.4.23～ 令和3.3.31	1,888,425,000	A
4	東京都感染拡大防止協力金(第2回)運営事務局業務委託	令和2.6.11～ 令和3.3.31	163,495,200	A
5	東京都感染拡大防止協力金(第2回)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.6.11～ 令和3.3.31	843,700,000	A
6	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金運営事務局業務委託	令和2.8.24～ 令和3.3.31	143,331,295	A
7	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.8.24～ 令和3.3.31	358,737,500	A
8	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)運営事務局業務委託	令和2.9.18～ 令和3.3.31	143,411,973	A
9	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.9.18～ 令和3.3.31	323,400,000	A
10	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日～12月17日実施分)運営事務局業務委託	令和2.12.3～ 令和3.7.31	124,414,620	A
11	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日～12月17日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.12.3～ 令和3.3.31	326,562,500	A

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (注)	契約相手方
12	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(12月18日～1月7日実施分)運営事務局業務委託	令和2.12.21～ 令和3.9.30	127,449,905	A
13	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.12.21～ 令和3.9.30	530,090,000	A
14	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日～12月17日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.1.14～ 令和3.7.31	252,780,000	A
15	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分)運営事務局業務委託	令和3.1.25～ 令和3.9.30	197,475,872	A
16	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.1.25～ 令和3.9.30	1,040,050,000	A
17	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～令和3年3月7日実施分)運営事務局業務委託	令和3.3.9～ 令和4.3.31	426,165,872	A
18	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日～令和3年3月7日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.3.9～ 令和4.3.31	1,118,700,000	A
19	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年3月8日～令和3年3月31日実施分)運営事務局業務委託	令和3.3.25～ 令和4.3.31	470,935,872	A
20	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年3月8日～令和3年3月31日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.3.25～ 令和4.3.31	1,085,700,000	A
21	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日～令和3年4月11日実施分)運営事務局業務委託	令和3.5.11～ 令和4.3.31	523,204,000	A
22	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日～令和3年4月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.5.11～ 令和4.3.31	1,623,545,000	A
23	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月12日～令和3年5月11日実施分)運営事務局業務委託	令和3.6.4～ 令和4.3.31	1,610,994,000	A
24	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月12日～令和3年5月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.6.4～ 令和4.3.31	4,908,398,000	A
25	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分)運営事務局業務委託	令和3.6.4～ 令和4.3.31	958,320,000	A

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (注)	契約相手方
26	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.6.4～令和4.3.31	3,609,419,000	A
27	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.7.14～令和4.3.31	958,320,000	A
28	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.7.14～令和4.3.31	3,609,419,000	A
29	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月22日実施分) 早期支給分運営事務局業務委託	令和3.7.16～令和4.3.31	155,073,600	A
30	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月22日実施分) 早期支給分に係る相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.7.16～令和4.3.31	420,640,000	A
31	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.7.21～令和4.3.31	1,610,994,000	A
32	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.7.21～令和4.3.31	3,941,563,000	A
33	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.6～令和4.3.31	1,610,994,000	A
34	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.6～令和4.3.31	5,018,398,000	A
35	営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 早期支給分運営事務局業務委託	令和3.9.9～令和4.3.31	146,410,000	A
36	営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 早期支給分に係る申請関係業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.9～令和4.3.31	559,746,000	A
37	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.30～令和4.3.31	1,800,359,000	A
38	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.9.30～令和4.3.31	4,648,880,500	A
39	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年10月1日～令和3年10月24日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.10.1～令和4.3.31	916,313,640	B

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (注)	契約相手方
40	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年10月1日～令和3年10月24日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和3.10.1～令和4.3.31	4,071,694,000	B
41	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年1月21日～令和4年2月13日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.2.1～令和5.3.31	748,690,250	B
42	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年1月21日～令和4年2月13日実施分) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和4.2.1～令和5.3.31	4,071,694,000	B
43	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年2月14日～令和4年3月21日実施分等) 運営事務局業務委託	令和4.2.17～令和5.3.31	587,446,750	B
44	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年2月14日～令和4年3月21日実施分等) 相談・申請業務委託 (複数単価契約)	令和4.2.17～令和5.3.31	3,608,910,800	B

(注) 単価契約の契約金額は、推定総金額を記載している。

(表 1 3) 休業要請・営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金等事業に係る契約状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (注)	契約相手方
1	休業要請を行う大規模施設に対する協力金等(令和3年4月28日～令和3年5月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.6.5～令和4.3.31	2,880,405,000	A
2	休業要請を行う大規模施設に対する協力金等(令和3年4月28日～令和3年5月11日実施分) 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.6.5～令和4.3.31	3,534,960,000	A
3	休業要請を行う大規模施設に対する協力金等(令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.7.15～令和4.3.31	2,488,365,000	A
4	休業要請を行う大規模施設に対する協力金等(令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分) 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.7.15～令和4.3.31	1,753,400,000	A
5	休業要請等を行う大規模施設に対する協力金(令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.15～令和4.3.31	1,842,225,000	A
6	休業要請等を行う大規模施設に対する協力金(令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分) 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.15～令和4.3.31	836,506,000	A
7	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.15～令和4.3.31	1,721,225,000	A
8	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分) 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.15～令和4.3.31	836,440,000	A
9	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.10.19～令和4.3.31	1,739,980,000	A
10	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分) 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.10.19～令和4.3.31	949,366,000	A
11	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.11.9～令和4.3.31	1,727,880,000	A
12	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分) 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.11.9～令和4.3.31	1,101,100,000	A

(注) 単価契約の契約金額は、推定総金額を記載している。

(表 1 4) 表 1 2 及び表 1 3 の契約に係る報告書等の提出状況

項番	受託者が行うよう定められている事項と提出書類(仕様書等から抜粋 要約)	表 12 の契約での提出状況	表 13 の契約での提出状況
1	<ul style="list-style-type: none"> 契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びに仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。 	項番 2, 4, 6, 8, 10, 12, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27, 29, 31, 33, 35, 37, 39 の契約について提出なし	
2	<ul style="list-style-type: none"> 契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。 実施状況を書面にし、委託者に提出すること。 	項番 2, 4, 6, 8, 10, 12, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27, 29, 31, 33, 35, 37, 39 の契約について提出なし	
3	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務に係る情報を記録した一切の媒体については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。 仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。 	項番 2, 4, 6, 8, 10, 12, 15, 17, 19, 21, 23, 25, 27, 29, 31, 33, 35, 37, 39 の契約について提出なし	表 13 の契約すべて提出なし
4	<ul style="list-style-type: none"> アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。 	表 12 すべての契約について提出なし	

(表 1 5) 再委託の申請及び承認状況

該当契約		再委託先の申請及び承認の状況
表番号	項番	個人情報・機密情報等を取り扱う業務を行う再委託先の一部について、受託者からの申請がない。
表 12	1～28	
表 13	1～12	

（2）一般廃棄物収集運搬委託契約について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、と定められている。したがって、排出者が自ら処理できない場合は、収集運搬及び処分についてそれぞれの許可業者に委託して、その代金を負担する必要がある。一般廃棄物は排出場所の自治体の処分施設で処分されることから、処分に係る手数料（以下「処分手数料」という。）は各自自治体の条例で定められている。

福祉保健局は、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和2年東京都条例第53号）に基づき、宿泊療養施設、東京都大規模接種会場、酸素・医療提供ステーション及び感染拡大時療養施設を設置しており、各施設から排出される一般廃棄物について、表16のとおり、単価契約により収集運搬を委託している。

これらの契約では、受託者は収集した一般廃棄物を排出場所の自治体の処分施設まで運搬するよう定めている。前述のとおり、処分手数料は当該廃棄物の排出者（都）が負担するものであるが、各自自治体の条例では施設に廃棄物を搬入した者から処分手数料を徴収すると定められていることから、処分に係る都と自治体との委託契約は締結せず、収集運搬委託契約を処分手数料が含まれた単価で締結し、受託者が自治体（処分施設）に支払う処分手数料を、都が委託料の支払により負担する形としている。

契約単価の内容は契約ごとに異なっており、①収集1回当たり〇円（処分手数料込）、②収集量1kg当たり〇円（処分手数料込）、③収集1回当たり〇円で処分手数料は1kg当たり〇円、の3種類に分けられる。

各施設の一般廃棄物収集運搬委託契約について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

（表16）一般廃棄物収集運搬委託契約の状況

区分	施設名	契約期間	契約件数	単価区分
宿 泊 療 養 施 設	the b 池袋	令和2.7.16～令和2.10.31 など	計7件	①
	アライオンホテル東京	令和2.7.23～令和2.10.31 など	計3件	①
	東横 INN 新宿歌舞伎町	令和2.7.29～令和2.10.31 など	計3件	①
	東横 INN 東京駅前六通前	令和2.7.29～令和2.10.31 など	計7件	①
	品川プリンスホテルメーヌタワー	令和2.7.31～令和2.10.31 など	計8件	①
	the b 八王子	令和2.8.1～令和2.9.30		③
	アパホテル浅草田原町駅前	令和2.8.13～令和2.11.30 など	計2件	①
	東京港 門架急 REI ホテル	令和2.8.17～令和2.11.30 など	計2件	①
	東横 INN 府中武蔵線南多摩駅前	令和2.9.26～令和3.1.31 など	計2件	③
	船の科学館	令和2.10.9～令和3.3.31 など	計3件	①
	アパホテル&リゾート 西新宿5丁目駅前タワー	令和2.12.17～令和3.3.31 など	計6件	①
	東横 INN 池袋北口II	令和3.1.28～令和3.3.31 など	計6件	①
	アパホテル品川泉岳寺駅前	令和3.2.23～令和3.3.31 など	計5件	①
	アパホテルフライド国会議事堂前	令和3.2.11～令和3.3.31 など	計4件	①
	アパホテル山手大塚駅前タワー	令和3.4.1～令和3.6.30 など	計4件	①
	アパホテル東新宿歌舞伎町タワー	令和3.4.13～令和3.6.30 など	計4件	①
	東急ステイ高輪	令和3.4.27～令和3.6.30 など	計4件	①
	八王ズナスイホテル	令和3.5.18～令和3.6.30 など	計2件	③
	アパホテル新宿御苑前	令和3.6.17～令和3.10.31 など	計4件	①
	吉祥草堂急 REI ホテル	令和3.7.15～令和3.10.31 など	計3件	③
	コソフナー トホテル東京東日本橋	令和3.7.29～令和3.10.31 など	計3件	①
	アパホテル MKI 目黒里駅前	令和3.8.12～令和3.10.31 など	計3件	①
	フアニーエム トピレックホテル東京有明	令和3.8.26～令和3.10.31 など	計5件	①
築地	令和3.6.4～令和3.6.30 など	計3件	②	
代々木公園	令和3.7.8～令和3.9.30 など	計2件	②	
NIK 渋谷フレンドシップセンター	令和3.10.19～令和3.11.30		②	
若者フロンティア接續センター	令和3.8.26～令和3.10.9		②	
調布グリーンホール	令和3.7.30～令和3.8.31		③	
井の頭公園	令和3.8.7～令和3.10.29		③	
神代植物公園	令和4.3.10～令和4.3.31		①	
都立大学南大沢キャンパス	令和4.3.2～令和4.3.31		①	
立川市柴崎町	令和4.1.19～令和4.3.31		①	
立川高松	令和4.3.9～令和4.3.31		①	
都民の城	令和3.10.1～令和3.10.31 など	計2件	①	
築地	令和3.9.25～令和3.10.31 など	計3件	①	
調布庁舎	令和3.10.13～令和3.10.31 など	計3件	③	
赤羽	令和4.1.1～令和4.3.29		①	
東京スポーツスクエア	令和4.2.1～令和4.3.31		①	
感染拡大時療養施設	立飛及び高松	令和4.2.19～令和4.3.31 など	計2件	③

ア 契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出すべきもの

表16の契約の契約単価について、単価区分①の契約においては収集1回当たりの金額、単価区分②の契約においては収集1回当たりの金額としている。前述のとおり、受託者が自治体(処分施設)に支払う処分手数料については都が委託料の支払により負担する形として、どちらの契約単価も廃棄物の収集運搬代金と処分手数料が含まれた金額となっている。

ところで、「予算説明中の節の経費内容説明」(令和2年財務局)によれば、一般廃棄物収集運搬委託契約の支出科目は、廃棄物の運搬については「役務費1、官公庁及び公営企業体への委託については「委託料」とされている。また、東京都の区市町村ではそれぞれの条例で処分手数料を消費税込み又は非課税と定めている。

したがって、一般廃棄物収集運搬委託契約を起案する際には、予定単価の内訳を収集運搬代金と処分手数料とに区分して、支出科目をそれぞれ役務費及び委託料とするとともに、処分手数料には消費税を加算しないことを記載しておくべきであり、契約書の内訳書にも、単価の内訳と消費税の扱いについて明記しておく必要がある。

そこで、単価区分が①又は②である契約について委託料の支払状況を確認したところ、全ての条件で契約単価を収集運搬代金と処分手数料とに区分しておらず、支出科目を役務費のみとしており、単価区分①の契約においては収集回数に、単価区分②の契約においては収集量に、それぞれ契約単価の全額を乗じた上で消費税を加算して支払っていることが認められた。

局は、処分手数料に当たる金額を適切に支払い、また、消費税の加算も適切に行っているとしているが、契約単価の内訳が明確にされていないことから、処分手数料に当たる金額が過不足なく支払われ、処分手数料には消費税を加算していないことを確認することができない。

局は、一般廃棄物収集運搬委託契約について、契約単価の内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出されたい。

(福祉保健局)

イ 予定単価を適切に積算すべきもの

表16のうち東京都大規模接種会場以外の施設から排出される一般廃棄物は、感染性廃棄物に準じた扱いとする必要があり、収納する袋を3重にした上で、袋が破裂しないよう、投入口から荷箱の奥に廃棄物を押し込む装置がついた一般的な清掃車ではなく、廃棄物を圧縮しない車両で収集しなければならぬ。このことから、当該収集車両を所有していなければ受託することはできず、受託者は限定される。

そこで、宿泊療養施設一般廃棄物収集運搬契約の予定単価について見たところ、施設ごとの予定単価に大きな差異が認められた。このことについて局は、施設開設当初の契約に当たっては参考見積りを徴収して予定単価とし、契約更新に当たっては更新前の契約単価を予定単価としており、施設ごとの契約単価の違いについてはその理由を精査していない。

このため、表17の例のとおり、次の状況が認められた。

(ア) 仕様書の内容が同じで排出場所のみが異なる案件について、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じており、結果として契約単価にも大きな差が生じている例が多数ある。

(イ) 隣接あるいは近接しており、仕様書の内容は変わらず、想定排出量も同じである施設について、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じており、結果として契約単価にも大きな差が生じている例が複数ある。

(ウ) 同一の施設で、業務内容は変わらず想定排出量が倍増しているにもかかわらず、予定単価を同額とした結果、契約単価も同額となっている例が複数ある。

(エ) について、感染拡大に対応して緊急に施設を開設した際の当初契約は、施設の開設に間に合わせるため特命随意契約とする必要があり、施設ごとの参考見積りをもって予定単価としていることから、施設ごとの契約単価に差が生じることも止むを得ない。

しかしながら、当初契約を更新するに当たり競争入札とする際には、他の施設と仕様内容や想定排出量が同じであるならば、特別区内においては、清掃工場を所管する東京二十三区清掃一部事務組合が処分手数料を定めており、特別区内における処分手数料は同額であることなどから、予定単価が異なる合理的な理由は認められず、予定単価も同じにすべきであり、契約単価に大きな差が生じていることを踏まえると、経済的な積算とはいえない。

(イ) についても、同様に予定単価が異なる合理的な理由は認められず、契約を一本化することも可能な状況であるにもかかわらず、それぞれの施設の契約単価をそのまま予定単価とし、別々の契約とした結果、契約単価に大きな差が生じていることを踏まえると、経済的とはいえない。

(ウ) については、想定排出量の増加に伴って予定単価に含まれる処分手数料が増加するのであるから、予定単価を増額しなければ契約不調となるおそれがあり、また、受託者を不当に圧迫することになる。さらには、想定排出量が増えた場合と予定単価が同じであるということ、想定排出量が増える前の予定単価が高すぎることもできる。

各事例について、局は、受託者からのヒアリングや実勢価格に基づいて、契約更新時の予定単価を更新前の契約単価と同額としたとしているが、ヒアリング及び実勢価格の調査に関する記録は残されていないことから、契約ごとに予定単価が異なったまま契約手続を行った理由は明らかでない。仮に契約ごとに受託者のみからヒアリングをしたのであれば、入札時には当該受託者が有利になり、公平性に欠ける。

局は、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算されたい。

(福 祉 保 健 局)

(表 1 7) (ア) (イ) (ウ) の 具 体 例

宿泊療養施設名	契約期間	想定排出量	契約単価 (税込)
(ア) 仕接及び想定排出量が同じで同一部署で同一日に起案 The b 池袋	令和 2.11.1～ 令和 3.3.31	1200 袋 50 個 / 日	54,252 円 154,000 円
(イ) 隣接しており仕接及び想定排出量が同じで同一部署で同一日に起案 東横 INN 新宿歌舞伎町	令和 3.7.1～ 令和 3.10.31	1200 袋 50 個 / 日	82,500 円 143,000 円
(ウ) 同一施設で業務内容が変わらず想定排出量が倍増 アパホテル品川泉岳寺駅前	令和 3.11.1～ 令和 3.12.31	1200 袋 50 個 / 日	143,000 円 143,000 円
アパホテル品川泉岳寺駅前	令和 3.11.1～ 令和 3.12.31	1200 袋 50 個 / 日	143,000 円
アパホテル品川泉岳寺駅前	令和 4.1.5～ 令和 4.1.31	1200 袋 100 個 / 日	143,000 円

ウ 収集量に見合った支払となるよう契約を見直すべきもの

表 16 のとおり、多くの宿泊療養施設の一般廃棄物収集運搬委託契約では、単価区分が①となっており、1 回当たりの想定排出量は 1200 袋 50 個とされている。1200 袋 1 個当たりの重量は、南多摩施設 (東横 INN 府中南武線南多摩駅前) の収集袋数と計量伝票の実績 (注 1) から 10kg 相当と算定できるので、1 回当たりの想定重量は 500kg となり、1 回当たり 500kg 程度を収集した場合に適切な金額となる。

そこで、計量伝票により毎回の収集実績が確認できる施設の収集実績を見たところ、表 18 のとおり、全体で 781 回の収集のうち 450kg (想定 9割) 以上収集していたのは 157 回であり、全収集回数の 2割に過ぎないことが認められた。また、平均の収集量が 500kg 程度であれば適切な金額であるとも考えられるが、総収集量は 24万 5,510kg、1 回当たりの平均収集量は約 314kg であり想定 6割強にとどまっている。

さらに、前述のとおり、契約単価には処分手数料が含まれており、上記のことから 500kg 分の処分手数料が含まれていると考えられるが、表 18 の総収集量に係る処分手数料は 380 万余円 (注 2) であるのに対し、想定量 500kg の 781 回分の処分手数料は 605 万余円 (注 3) であり、これらの差額は 224 万余円となる。表 18 の契約以外には計量伝票による収

集実績の確認ができないため試算はできないが、同様に差額が生じており相当の高額になると考えられ、収集量に見合った適切な支払額とは言い難い。

排出量 (袋数) を踏まえて 1 週間に 1 度の収集としている施設がある一方で、排出量がごく少量であるにもかかわらず、毎日収集している施設もあり、上記の問題に影響している。

宿泊療養施設に限らず、廃棄物の排出量は利用者の多寡によって増減するのであり、これらのことから現状の収集 1 回当たりの契約単価は合理的ではなく、消滅の実施など衛生面を考慮した上で排出量が少量の場合の収集間隔を設定すること、収集した袋数や重量当たりの単価とすることなどで、収集量に見合った代金を支払うべきである。

宿泊療養施設に限らず、東京都大規模接種会場、醸造・医療提供ステーション及び感染拡大時療養施設においても収集 1 回当たりの単価で契約している例が多数認められることから、局は、一般廃棄物収集運搬委託について、収集量に見合った支払となるよう契約を見直されたい。

(福 祉 保 健 局)

(表 1 8) 収 集 1 回 当 た り の 単 価 で 契 約 し て お り 、 計 量 伝 票 で 収 集 量 が 把 握 で き る 施 設 の 収 集 実 績

宿泊療養施設名	契約期間	契約単価	総収集回数	総収集量	平均量	450kg 超収集
アパホテルアライ	令和 3.7.1～令和 3.10.31	143,000 円	105 回	46,500 kg	443 kg	57 回
ト国会議事堂前	令和 3.11.1～令和 3.12.31	52,800 円	26 回	1,420 kg	55 kg	0 回
アパホテル山	令和 3.7.1～令和 3.10.31	143,000 円	123 回	53,790 kg	437 kg	69 回
手大塚駅前クラ	令和 3.11.1～令和 3.12.31	52,800 円	18 回	2,700 kg	150 kg	0 回
	令和 4.1.15～令和 4.3.31	143,000 円	63 回	19,950 kg	317 kg	12 回
	令和 2.12.17～令和 3.3.31	88,000 円	93 回	20,010 kg	215 kg	1 回
	令和 3.4.1～令和 3.6.30	88,000 円	78 回	22,660 kg	291 kg	1 回
アパホテル&リ	令和 3.7.1～令和 3.10.31	88,000 円	106 回	34,110 kg	322 kg	14 回
ゾー、西新宿 5	令和 3.11.1～令和 3.12.31	60,500 円	31 回	4,780 kg	154 kg	0 回
丁目駅前クラ	令和 4.1.1～令和 4.3.31	60,500 円	95 回	26,610 kg	280 kg	2 回
	令和 4.2.28～令和 4.3.31	60,500 円	43 回	12,980 kg	302 kg	1 回
合計			781 回	245,510 kg	314 kg	157 回

(注 1) 南多摩施設の実績：総収集量 25,460 kg ÷ 総袋数 2,519 個 = 10.107 kg
 (注 2) 総収集量 245,510 kg × 23 区 の 処 分 手 数 料 15.5 円 / kg = 3,805,405 円
 (注 3) 500 kg × 781 回 × 15.5 円 / kg = 6,052,750 円